

2 . 教員免許を取得するには

(1) 教員免許を取得するための条件

中学校の教員免許と高等学校の教員免許を取得するためには、まず基礎的な条件として、「学士の学位を有すること」が必要です。その上で、次の4つの科目群を、定められた単位数以上修得しなければなりません。

科目群	課程登録の要・不要	学科の履修制限との関係
「教職に関する科目」(P.16～)	教職課程独自の科目であり、 教職課程登録が必要。	全学部共通の科目。学科の履修 上限単位数に含まれない。
「教科又は教職に関する科目」 (P.19～)		
「66条科目」(P.20～)	各学科の履修科目の中に配置さ れている。 教職課程登録をしなくても履修 できる。	学科・免許教科ごとに科目が異 なる。学科の履修上限単位数に 含まれる。(工学部については、 各学科の履修要件を参照)
「教科に関する科目」(P.29～)		

「教職に関する科目」、 「教科又は教職に関する科目」、 「教科に関する科目」を合わせて59単位以上と、 「66条科目」を4科目8単位以上修得する必要があります。

(2) 教育実習は必須

中学校の免許取得には3週間(もしくは4週間)、高等学校の免許取得には2週間の教育実習が必要です。詳しくは、6.「教育実習」の履修方法を参照してください。

(3) 中学校の教員免許取得には「介護等体験」が必須

中学校の教員免許を取得するためには、上記に加えて、7日間の「介護等体験」が必要です。詳しくは、7.介護等体験(中学校免許取得希望者のみ)を参照してください。